

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

東浦町では、「東浦町男女共同参画プラン」（平成16年（2004年））及び「第2次東浦町男女共同参画プラン」（平成23年（2011年））に基づき、町行政と住民が手をたずさえて、男女共同参画社会の実現をめざした取組を進めてきました。また、少子高齢化や家族形態の多様化、雇用環境の変化など、社会情勢の変化を受け、平成28年（2016年）にはプランの見直しを行いました。

平成27年（2015年）には「女性活躍推進法」、平成30年（2018年）には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、女性の活躍に係る施策が全国的に進められています。

平成27年（2015年）に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）では、「ジェンダー¹平等を実現しよう」が目標の一つとして掲げられ、ジェンダー平等がすべての国にとって重要な目標であることが改めて確認されました。

しかしながら、各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数において、日本の順位は156か国中120位（令和3年（2021年）時点）と、国際社会に大きな後れを取っています。

また、令和2年（2020年）以降、世界的にまん延した新型コロナウイルス感染症は、家庭内暴力の増加や、雇用・所得への影響、家庭内労働の負担などの面において、根強く残る男女間の格差を浮き彫りにしました。

こうした情勢のなか、引き続き男女共同参画社会を実現するための取組が求められています。

本町においても、家庭や地域社会、職場などあらゆる分野における男女共同参画を進めるため、新たに男女共同参画プランを策定します。

¹ ジェンダー 「生物学的なものとみなされる男女の違い」（セックス）に対して、「社会的に作り出された男女の違い」（「環境要因による性差」や「性役割規範」）をジェンダーと呼びます。「ジェンダー」は性別そのものを指す場合、統計学的な男女間の違いを指す場合、性役割を指す場合などがあります。性別に対する知識や考え方全体を指して「ジェンダー」と呼ぶこともあります。

2. 計画の位置づけ

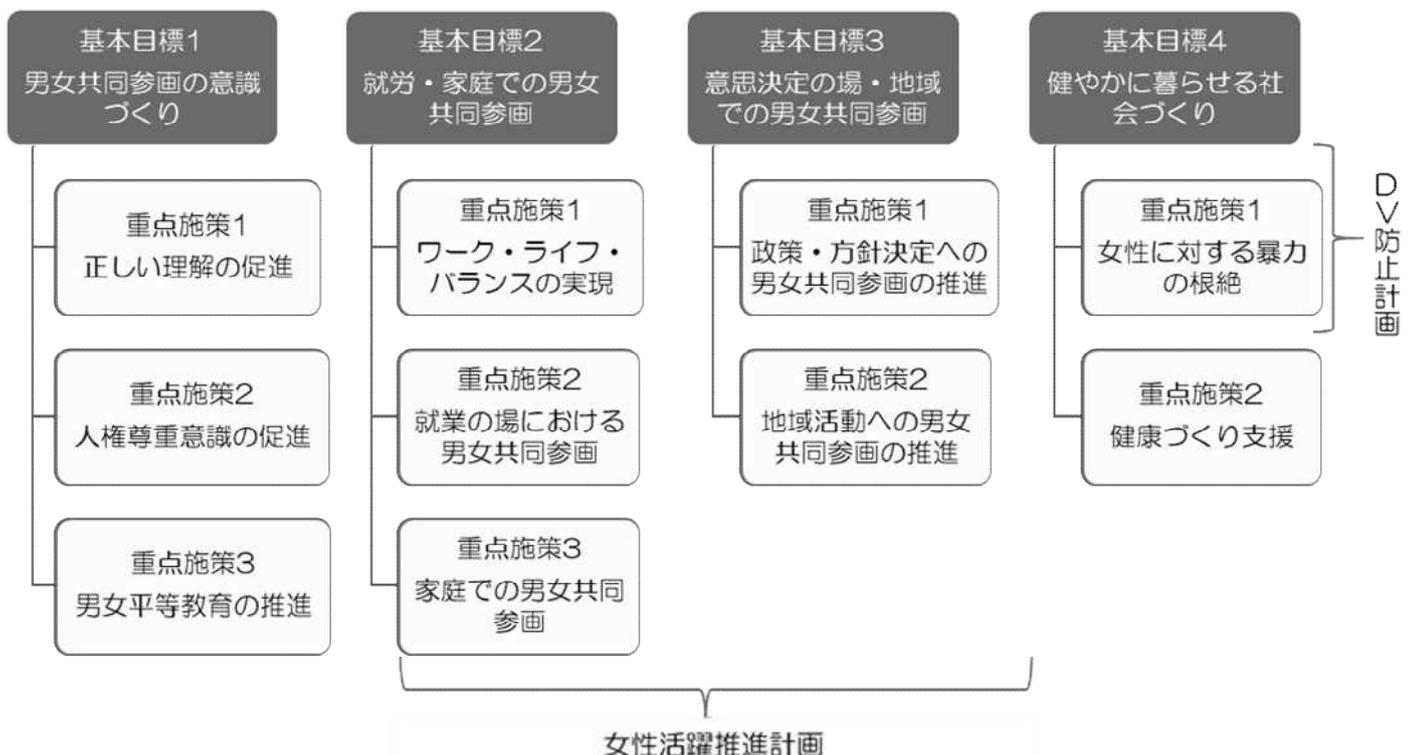
東浦町男女共同参画プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条に基づく計画であり、本町における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。なお、この計画は「第6次東浦町総合計画」を上位計画として、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「あいち男女共同参画プラン2025」の趣旨を踏まえて策定しています。

あわせて、この計画は町、住民及び事業者、各種団体の主体的な参画と積極的な協力を得ながら協働で推進するための共通指針でもあります。

また、本プランにおける下記目標及び施策について、各法律に定めのある計画と位置づけ、町はこの計画に沿って施策を推進することとします。

- ・ 基本目標2及び基本目標3を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定めるよう努めることと規定されている「市町村推進計画」とします。
- ・ 重点施策4-1「女性に対する暴力の根絶」は、「配偶者からの暴力防止及び被害者保護に関する法律」第2条の3に基づく「市町村基本計画」とします。

策定にあたっては「男女共同参画に関するアンケート」の結果、パブリックコメントなど、住民の方々からさまざまな方法によってご意見やご提案をいただき、東浦町男女共同参画推進委員会において検討しました。



3. 推進の期間

本計画の推進期間は、令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの10年間とします。

ただし、期間内にあっても国の動向や社会状況の変化に対応し、必要に応じて見直しを行うものとします。